

長岡市告示第321号の2

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項及び長岡市財務規則（平成3年長岡市規則第15号）第62条第2項の規定により告示します。

令和8年5月1日

長岡市長 磯田達伸

1 委託した事務の内容

寺泊海浜公園施設使用料徴収業務

2 委託を必要とした理由

利用者の利便性の向上と施設の利用を円滑に進めるため

3 委託をした相手方の住所及び氏名

長岡市寺泊烏帽子平1977番地8
一般社団法人総合型スポーツクラブてらスポ
代表理事 三上 徹人

4 委託期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで